

埼玉県知事 上田 清司 様

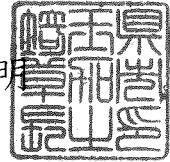
東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染等の実施に関する

要 望 書

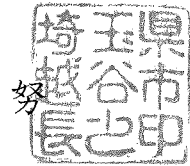
平成25年 1 月 24 日

埼玉県東南部地域放射線対策協議会

草加市長 田 中 和 明



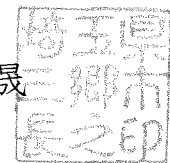
越谷市長 高 橋 努



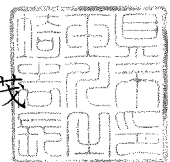
八潮市長 多 田 重 美



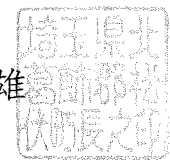
三郷市長 木 津 雅 晟



吉川市長 戸 張 胤 茂



松伏町長 會 田 重 雄



東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線対策については、埼玉県におかれましても、住民の安全確保のためご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町では、埼玉県東南部地域放射線対策協議会を設立し、広域的な放射線対策を進めております。また三郷市、吉川市は汚染状況重点調査地域に指定され、除染実施計画に基づき地域の除染を進めておりますが、その他市町につきましても局所的な除染を実施している状況です。

さて、国は平成23年8月に「放射性物質汚染対処特措法」を制定し、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、必要な措置を講ずると決めました。また、同時期に原子力対策本部から発表された「市町村による除染実施ガイドライン」において、除去土壌等に関し、処分場の確保や安全性の確保については、県及び市町村との連携の上、国が責任を持って行うとされております。

私共は、これらに基づき、住民の安全のため、除染等を実施してまいりました。しかしながら、除去土壌の処分場や費用負担等において、国の示す方針では不十分と言わざるを得ず、地域住民からも不安や不満の声が寄せられております。今後も行政と住民が一体となって、原子力発電所事故由来の放射性物質による環境汚染の低減化に取り組んでいく必要があります。つきましては、下記の事項について国の十分な対応が図られるよう共同で働きかけを行うとともに、県においても住民の安全確保のため引き続きご尽力いただくよう、強く要望するものです。

記

1. 除去土壌等の処分について

除染により発生した除去土壌等について、都市化の進んだ地域内において処分場を設置することは大変困難なため、仮置きをしている状況です。住民の安全・安心な生活を確保するために、中間処理施設・最終処分場を早期に設置するよう要望します。また、汚染状況重点調査地域に指定されていない市町村や、除染実施区域外における、局所汚染箇所対策により発生した除去土壌等についても、同様に処分先を確保するよう要望します。

2. 東京電力株式会社への請求について

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線対策に要した費用について、当協議会では東京電力株式会社に請求を行いました。未だ明確な回答はありません。また、埼玉県をはじめ、県内各市町村においても同様に請求を行っていると同様です。これらの請求について、県内で共同して強く働きかけができるよう要求実現の支援を要望します。

3. 放射線対策経費への財政支援について

放射線対策に係る経費については、交付税や補助金による国からの支援もありますが、支援の対象外となっている経費については、各市町の負担となっております。さらに、放射線対策に従事する人員も、既存の人員体制のなかで対応しており、各市町の事務の負担となっております。経費については、東京電力株式会社に賠償請求しているところですが、十分な支払いがなされるか不確実な状況です。そこで、今後も放射線対策を継続していくために、国による財政支援の拡大への働きかけを要望します。

4. 民有地の除染等について

民有地の所有者等が行う除染等については、住民および地方公共団体の事務負担を軽減させるため、国が除染等の実施者に対して費用を負担する仕組みを検討するよう、働きかけることを要望します。

5. 放射線量等の測定継続について

各自治体における取り組みにより、住民の放射線等への不安は解消されつつあります。しかしながら、事故による放射能が弱まるには、多くの年月を要します。今後も国・県において、食品等の放射性物質や、空間放射線量の測定など、放射線のモニタリング調査を適切に行うとともに、その結果を住民に分かりやすく説明することにより、風評被害等への対応を継続していただくことを要望します。